

新潟市情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第1号

新潟市情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市情報通信技術の活用に関する規程（平成31年新潟市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) デジタル化基本方針 組織全体の共通認識として、ICTを活用し、デジタル化の取組を推進するための中長期的な方針をいう。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第5条第2項中「（以下「デジタル行政推進課」という。）」を「及び総務部情報システム課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 CIO補佐の事務分担は、次のとおりとする。

CIO補佐	分担事務
総務部デジタル行政推進課長	<p>(1) ICTガバナンスの確立</p> <p>(2) ICT業務プロセスの標準化と組織全体への定着に向けた指導、支援及び教育</p> <p>(3) ICTの品質の確保に向けた指導、支援及び教育</p> <p>(4) ICTの調達とそれに係る契約の適正化</p> <p>(5) ICTの活用の推進</p> <p>(6) ICTの専門性を持って、ICT業務（ICTの活用に関する業務全般をいう。以下同じ。）を実施できる人材の育成に向けた教育プログラムの助言</p> <p>(7) 前各号に掲げるものの実施に関連して必要な事業者との</p>

	<p>調整</p> <p>(8) 第10条第3項に規定するデジタル化基本方針及び実施計画の進行管理</p> <p>(9) 第11条第1項に規定する業務基準書の策定</p> <p>(10) 第15条第1項に規定する報告を受けること。</p>
総務部情報システム課長	<p>(1) 情報資産の維持管理に関する指導及び教育</p> <p>(2) 情報システムの監査に関する助言</p> <p>(3) 情報資産を把握し、その改善を提案すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるものの実施に関連して必要な事業者との調整</p> <p>(5) 第7条第5項に規定する監査報告書及び是正策の提出を受けること。</p> <p>(6) 第12条第2項及び第15条第2項に規定する報告を受けること。</p>

第7条第4項中「デジタル行政推進課」を「総務部デジタル行政推進課」に改め、同条第5項中「総務部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）」を「CIO補佐」に、「情報システム課長に」を「CIO補佐に」に改め、同条第6項中「情報システム課長は、CIO補佐」を「CIO補佐は、他のCIO補佐」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「ICT活用戦略」を「デジタル化基本方針」に改める。

第11条第1項中「ICTに関する規程」を「ICT業務プロセスに関する業務基準書」に改め、同条第2項中「ICTに関する規程」を「前項に規定する業務基準書」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定によりシステム基本情報の報告を受けたCIO補佐は、他のCIO補佐と情報を共有しなければならない。

第15条第3号を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

各課の長は、ICTの調達手続において契約に至ったときは、第11条第1項に規定する業務基準書に従って、その内容をCIO補佐に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。